

印西市文化ホール防犯カメラの設置及び管理運用規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が印西市文化ホール（以下「文化ホール」という。）において犯罪防止等の目的で設置した防犯カメラの管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）防犯カメラ 犯罪防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として、文化ホール及びその敷地の特定の場所に常設するカメラ並びに当該カメラにより撮影された画像を録画及び表示するために必要な関連機器で構成される装置をいう。

（2）個人識別画像 防犯カメラにより撮影された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

（教育委員会の責務）

第3条 教育委員会は、文化ホールへの防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いについて、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、当該防犯カメラにより撮影された者（以下「市民等」という。）の権利保護を図らなければならない。

（防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ運用責任者の設置）

第4条 教育委員会は、文化ホールにおける防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置かなければならない。

2 管理責任者は、文化ホールを所管する課の長とし、次に掲げる事務を行う。

（1）防犯カメラの設置及び撤去に関すること。

（2）画像の保存、消去その他の取扱いに関すること。

（3）個人識別画像の目的外利用及び外部提供に関すること。

3 運用責任者は、文化ホール館長とし、次に掲げる事務を行う。

(1) 防犯カメラの保守点検及び維持管理に関すること。

(2) 画像検索職員（所属職員のうち、画像の検索を担当する職員をいう。以下同じ。）の指定及び当該指定の解除に関すること。

（防犯カメラの設置に係る措置）

第5条 管理責任者は、防犯カメラを設置する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 防犯カメラを設置する場所の見やすい位置に防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(2) 防犯カメラの撮影対象区域を住民のプライバシーに配慮しつつ、設置目的達成のために必要な範囲となるように調整すること。

(3) 画像表示機器及び録画機材の設置場所には、管理責任者の許可を得た者以外の者の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、画像の外部漏えい等を防止すること。

（画像等に係る措置）

第6条 管理責任者は、画像及び当該画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。

(1) 画像の保存期間は、2週間とすること。

(2) 保存期間を経過した画像は、あらかじめ定めた処理手順に従い、速やかに消去すること。

(3) 画像は加工せずに、撮影時の状態のままで保存すること。

(4) 画像から知り得た市民等の情報をみだりに他に漏らさないこと。

(5) 記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管すること。

(6) 画像を検索して画像表示機器に再生するときは、管理責任者が指定した場所で画像検索職員が行うこと。

(7) 画像表示機器及び録画機材を設置場所以外へ持ち出すことを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可したときは、この限りでない。

(8) 前各号に定めるもののほか、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん、逸失等を防止するために必要な措置を講じること。

（画像の保存期間の特例）

第7条 管理責任者は、次に掲げる場合には、前条第1号に規定する保存期間を延長することができる。

(1) 次条第1項ただし書に規定する利用又は提供を行う場合

(2) その他管理責任者が特に必要と認める場合

(目的外利用及び外部提供)

第8条 管理責任者は、個人識別画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、印西市個人情報保護条例（平成12年条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）第9条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 運用責任者は、管理責任者の指示に基づき、前項ただし書に規定する利用又は提供に必要と認められる画像の内容及び範囲を選択する。

3 画像検索職員は、運用責任者の指示に基づき画像を検索したときは、文化ホール防犯カメラ画像検索簿（別記様式）を作成し、運用責任者に提出しなければならない。

4 画像検索職員は、運用責任者の指示に基づかずに画像を検索してはならない。

(個人情報保護条例の適用)

第9条 個人識別画像の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、個人情報保護条例の定めるところによる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、管理責任者が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式（第8条）

文化ホール防犯カメラ画像検索簿					
年 月 日					
検 索 指 示 者 (運用責任者)	職 名	氏 名			
		⑩			
画 像 検 索 職 員	職 名	氏 名			
		⑩			
検 索 指 示 年 月 日	年 月 日				
検 索 目 的	☐ 犯罪の捜査 ☐ その他（理由 ）				
検 索 日 時	年 月 日	時	分頃から		
	年 月 日	時	分頃まで		
防犯カメラ設置場所					
防犯カメラ番号					
検 索 画 像	年 月 日	時	分頃から		
	年 月 日	時	分頃まで		
検 索 結 果	☐ 検索画像 在 （内容 ）				
	☐ 検索画像 不在				
	☐ その他 （ ）				
特 記 事 項					